

## 文化芸術活動への助成に係る審査・評価に関する調査研究への意見

社団法人日本芸能実演家団体協議会

文化政策部会での第三次基本方針の検討のなかで「文化芸術への支援策をより有効に機能させるための新たな仕組みの導入」の方向性が打ち出され、日本芸術文化振興会において具体的な検討が開始されたことを評価し、専門助成機関が充実することを期待しております。

まず、検討の中心が「新たな審査・評価等の仕組みの導入」に置かれている点ですが、この課題は重要なテーマですが、新たな仕組みの必要性が論じられたのは審査・評価の問題だけでなく、機関そのもののあり方にも有ると考えます。今回の調査審議に当たって、専門助成機関のイメージ、将来像を共有する必要があると考え、実演芸術分野の立場から、以下の点を検討いただきたく意見を申し述べます。

### 専門助成機関が必要だとの議論の背景

- ・文化芸術振興基本法の制定を受けて近年、文化庁予算の増額が図られ、助成対象の団体の拡大などの流れの中で、文化庁の事務量の増大により、人員不足を招いていること。
- ・近年になって文化庁の補助金はその執行を日本芸術文化振興会に委託され実施されているが、日本芸術文化振興会も人員体制が不十分であること。
- ・助成事業の担当職は、一般行政職として芸術分野の状況に精通していない、異動によりノウハウが蓄積できないといった問題があること。
- ・国会等での無駄遣い議論により、芸術団体の書類作成など事務量も急速に増大してきたこと。
- ・文化庁の補助金は、これまで芸術団体の一事業に着目した収支差額の一部を負担する赤字補助金、次に委託金、そして補助金と変化を続け不安定で、補助金制度が芸術団体の持続的な発展を狙ったものになっていなかったこと。
- ・採択の基準、助成額の査定根拠がわからないなど不満があること。
- ・補助金の審査員が評論家などに偏り、補助金の性格と合いまって審査の方向性が芸術性に偏っていると考えられること。
- ・芸術活動への助成金制度をさらに充実、発展させ、芸術活動を活性化するには多くの限界があるとの認識が確認されたこと。

### 専門助成機関のイメージ・将来像

芸術活動への助成金は、文化庁が政策上で必要と考えて芸術団体へ委託し実施する事業と明確に区別し、民間の芸術団体、劇場・音楽堂など非営利の芸術組織の自主的な芸術活動の持続的な発展を図ることを目的とするものであるとの原則を確立していただきたい。

その方向性を基に助成を充実させ、助成金交付の効果を高めるために、芸術活動の実態への理解、業務ノウハウの蓄積ができ、助成政策の開発と自己革新を図るサイクルを内包した専門機関として確立する方向性を持つこと。そのために、以下の留意点が重要であると考えます。

- ・文化庁の文化政策との連携を通し、助成政策を確立し、その実現のための総括的な財政補助を機関として受け、配分を決定する機関とすること。
- ・機関として、経営・業務・審査・調査研究の組織を設け、その全ての部門に芸術分野の実務経験者を配置すること。
- ・実演芸術の分野ごとの振興方針を策定し、それに沿った助成方針を形成すること。
- ・諸方針を策定する基礎となる情報を収集・分析、研究する調査研究機能を充実すること。
- ・助成採択の審査・評価機能の充実とともに、採択の前提となる助成方針を立案する機能を充実すること。
- ・評価の観点に芸術団体の年間活動を位置づけ、経営力の面も考慮すること。
- ・業務・審査・調査研究ラインが有機的に機能する体制をつくること。

#### 具体的な審査・評価システムの充実に向けて

専門助成機関の体制イメージとして以下の部門が考えられますが、今回の具体的な検討に当たっては、必要な業務の役割を明確にし、その上でPD, POは何処に位置づけられ、どのような職務内容で、その責任と権限、審査委員会との関係などが検討される必要があると考えます。専門助成機関の充実に向けて大事な第一歩の議論であり、委員の将来展望のある真摯な議論に期待いたします。

- ・経営機関ー理事会  
総務・財務・経理・広報
- ・業務執行ラインー助成方針案及び審査方法案の策定、募集・審査会運営など助成金交付業務と相談業務
- ・審査ラインー分野ごとの助成方針案の検討と分野ごとの採択審査を行う審査委員会運営業務
- ・調査研究ラインー助成金交付団体を中心として団体の活動実績評価及び芸術分野ごとの全体現状把握と課題設定の業務

#### 最後に

実演芸術の振興の一つの政策として、芸術組織が独自に進める活動を育成・発展させ、実演芸術の伝承と創造の活性化と質の向上、国民の享受の機会の充実を促進することが専門助成機関として役割であることの方角性を確認していただきたい。

文部科学省には、私立学校の運営基盤を助成する「私立学校振興助成法」、民間学術研究機関の運営を助成する「民間学術研究機関の助成に関する法律」、学術研究の助成等を行う

「学術振興会法」、さらに文部科学省として科学技術研究に補助する「科学技術研究費補助金」が整備され、多元的に教育、学術の振興を図っている。

芸術文化振興基金が創設された時、国立劇場法を改正し日本芸術文化振興会法とし、国立劇場等と同じ機関で運営することとなった。当時、異なる方向性を持った機関が同一組織に同居することの問題点も指摘されたが、特殊法人改革の議論のなか見送られた。

今回の検討の機会に、専門助成機関の独立性と法的基盤を再度考える必要があるのではないか。その方向性の原則は以下の点と考える。

- ・芸術活動の政治および商業主義からの自立の原則にたつこと。
- ・民間の芸術団体や劇場・音楽堂の運営組織の自律的な芸術活動への経費の一部助成であること。
- ・19世紀以降の非欧米諸国に現れた文化構造の重層性を考慮した視点での日本の多様な実演芸術の構造を踏まえた“伝承と創造”の助成政策の構築であること。